

秋田市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 12 月 12 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第 41 号

秋田市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

秋田市公衆浴場法施行細則（平成 9 年秋田市規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 5 年 12 月 13 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）第 1 条第 2 項に規定する浴場業を譲り受けた者に係る改正前の秋田市公衆浴場法施行細則第 4 条の規定の適用については、なお従前の例による。